

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

公立大学法人宮城大学職員の出向に関する規程

平成22年3月24日

規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号。以下「就業規則」という。）第16条第1項に規定する職員の出向に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「出向」とは、理事長の命を受けて、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）の職員が一定期間、他の法人又は国若しくは地方公共団体などの機関（以下「他機関」という。）の指揮監督の下に職務を行うことをいう。

2 この規程において「出向先」とは、職員が出向発令書を受けて、その指揮監督の下に職務を行う他機関をいう。

(出向の目的)

第3条 理事長は、本学の業務遂行及び業務向上のために、職員を出向させることができる。

(出向の形態)

第4条 出向の形態は、次の各号のとおりとする。

- 一 派遣型出向 本学の雇用及び職を維持しつつ、本学から賃金の支払いを受けて一定期間、出向先の指揮監督の下に職務を行う出向
- 二 休職出向 本学の雇用を維持しながらも、本学の職は休職としつつ、出向先から賃金の支払いを受けて、出向先の指揮監督の下に職務を行う出向
- 三 退職出向 本学を退職し、一定期間、出向先の職員となるものの、期間満了後は本学の雇用及び職に復帰することとなる出向
- 四 その他の出向 理事会が適当と認める出向

(出向の申出等)

第5条 理事長は、理事会の議を経て、出向の目的、形態及び期間、出向先の職、就業条件、出向先における職及び処遇等（以下「出向の目的等」という。）を示して、他機関に職員の出向を申し出ることができる。

2 他機関が、本学に職員の出向を依頼するとき、又は他機関の職員（以下「他機関職員」という。）を本学に出向させようとするときは、出向の目的等を示して、理事長に文書で申入れを行わなければならない。

(出向の手続)

第6条 職員の出向は、次の手続を経て行うものとする。

- 一 本学及び出向先の間で、出向の目的等について定めた出向に関する合意書（様式第1号）が取り交わされること。
- 二 出向する職員（以下「出向職員」という。）の出向同意書（様式第2号）による同意を得ること。

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

と。

三 出向職員が教員であるときは、当該教員の属する教授会等の承認（議事録抜粋（様式第3号）を作成すること。）を得ること。

四 出向職員が教員であり、かつ、人事交流により同期間において本学に受け入れる教員があるときは、受入教員の担当科目及び職（原則として講師とすること。）について、教授会等の承認（議事録抜粋（様式第4号）を作成すること。）を得ること。

（出向の発令）

第7条 理事長は、前条の手続を経た後に、理事会の議を経て、職員に出向の目的等を明示して、出向発令書（様式第5号）により出向を命じるものとする。

（出向期間）

第8条 職員の出向の期間は、継続して3年を超えることができない。

2 出向期間中に、本学及び出向先の間で合意が成立し、出向職員の同意があるときは、前項の期間内で出向の期間を変更することができる。

（就業義務）

第9条 出向職員は、出向期間中、出向に関する合意書及び出向発令書に従って、出向先において誠実に職務を遂行しなければならない。

2 出向職員は、出向に関する合意書及び出向発令書に定めるもののほか、出向先の就業上の規則（懲戒解雇に係るものを除く。）に従うものとする。

（懲戒）

第10条 出向職員に出向先で懲戒に相当する行為があった場合には、出向先はその就業上の規則に従って、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分が解雇又は免職に相当する場合には、出向先は、出向期間中であっても、本学と協議して出向を打ち切り、出向職員を本学に復帰させるものとする。

（休職出向等の勤続年数）

第11条 休職若又は退職により出向した職員の出向期間は、当該職員の法人勤続年数に通算する。

2 前項の職員が、出向期間を満了して本学に復帰した後における当該職員の賃金等就業規則に定める勤続年数に関連する全ての就業条件は、全て当該出向期間を通算した勤続年数によるものとする。

（退職出向の退職手当）

第12条 退職出向の際の退職においては、公立大学法人宮城大学退職手当規程（平成21年宮城大学規程第67号）第2条第1項の規定にかかわらず、本学は退職手当を支払わず、職員の復帰後において本学を退職するときに支払うものとする。

2 退職出向においては、前項の規定にかかわらず、本学に復帰しないとき、出向先で定年となったとき、又は出向先で死亡したときは、出向に関する合意書に定めるところにより、出向先が勤務年数を通算して退職手当を支払うものとする。

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

(休職出向等からの復帰)

- 第13条 休職又は退職により出向した職員の出向期間が満了した場合には、就業規則第7条第1項並びに公立大学法人宮城大学人事規程（平成21年宮城大学規程第24号）第7条から第9条までの規定にかかわらず、出向期間終了の翌日に当該職員を本学の職に復帰させるものとする。
- 2 理事長は、出向職員を本学に復帰させるに当たっては、職、賃金等の就業条件において、他の職員に対して出向職員が不利益を被らないように処遇等を行うものとする。

(休職出向等の期間満了後の賃金)

- 第14条 休職又は退職により出向した職員の出向期間が満了して本学に復帰した職員に対して支給する賃金は、公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年宮城大学規程第66号）第9条、第30条、第31条の規定にかかわらず、基本的には本学を退職または休職せずに継続して勤務した場合に支給する賃金とする。
- 2 出向職員の職員評価を給与月額の見給号俸の決定及び再任審査に反映させる必要がある場合には、出向先での出向期間における勤務成績を考慮することがある。

(取扱いの協議)

- 第15条 出向先又は本学の特別な事情等により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度両者が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(規程の改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、経営審議会の審議及び理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年3月24日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

様式第1号（第6条・第12条関係）

出向に関する合意書

公立大学法人宮城大学（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙職員の相互人事交流に関して、次のとおり合意する。	
甲職員の乙への交流	
交流等の形態	公立大学法人宮城大学職員の出向に関する規程第4条第 号に規定する 出向とする。
甲における職	
氏 名	
乙における職	
交流期間	年 月 日から 年 月 日まで
乙職員の甲への交流	
交流等の形態	
乙における職	
氏 名	
甲における職	
交流期間	年 月 日から 年 月 日まで
この合意書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの合意書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。 この合意を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 甲 公立大学法人宮城大学 理事長 印 </div> <div style="text-align: center;"> 乙 長 印 </div> </div>	

（注）この合意書には、出向の目的等のほか、出向規程第12条第2項に定める退職手当の支給の取扱いについて定めるものとする。

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

様式第2号（第6条関係）

出向同意書

下記出向要請に関して、（休職の上、又は退職の上、）応じることに同意します。

- 1 機関名
- 2 職名
- 3 期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長

殿

（所 属）

（職・氏 名）

印

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

様式第3号（第6条関係）

議事録抜粋

第〇回〇〇	学群・基盤教育群教授会
開催日時	
開催場所	
出席者	
欠席者	
事務局	
議事概要	<p>議事</p> <p>第〇号 教員の出向について（出向規程第6条第3号関係） （機関名） から本学群・基盤教育群（職・氏名）に対する出向要請について諮ったところ、異議なく原案どおり承認された。</p> <p>この抄本は、第〇回〇〇学群・基盤教育群教授会議事録の抜粋である。</p> <p>年 〇月 〇日 学群・基盤教育群長 〇〇 〇〇</p>

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

様式第4号（第6条関係）

議事録抜粋

第〇回〇〇	学群・基盤教育群教授会
開催日時	
開催場所	
出席者	
欠席者	
事務局	
議事概要	<p>議事</p> <p>第〇号 教員の受入れについて（出向規程第6条第4号関係）</p> <p>人事交流により受け入れる（機関名 職 氏名）の担当科目及び職について 諮ったところ、異議なく原案どおり承認された。</p> <p>この抄本は、第〇回〇〇学群・基盤教育群教授会議事録の抜粋である。</p> <p>年 〇月 〇日 学群・基盤教育群長 〇〇 〇〇</p>

第4編 人事労務 職員の出向に関する規程

様式第5号（第7条関係）

出向発令書

（所 属）

（職・氏名）

公立大学法人宮城大学職員の出向に関する規程第7条の規定により、（在職の上、休職の上、退職の上）、下記のとおり出向を命じる

- 1 機関名
- 2 職 名
- 3 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 ○○ ○○